

検討委員会の進め方について

検討委員会設置趣旨

【設置趣旨】

- 臨海部に位置する港湾地域は、物流機能のみならず、石油化学コンビナート等の生産機能が高度に集積するなど、我が国の経済・産業や人々の生活を支える重要な地域である。
- これら機能の多くは堤外地に集積しており、高潮等の被害を受けやすい。
- 堤外地においては、高潮災害時には、高い潮位のみならず、暴風、高波といった特有の事象にも留意する必要がある、これらに対し、減災・防災のための事前の準備が必須である。



- 港湾地域の堤内地及び堤外地に立地する企業やそこでの活動者の人命・財産を守るため、港湾地域の特性を考慮しつつ、時系列に沿った対応をまとめた「高潮対策事前準備マニュアル(仮称)」を作成する。
- その際、港湾地域における人命・財産を守るための防災情報のあり方について検討する。

マニュアルを策定する目的

【マニュアルを策定する目的】

○ 港湾管理者・海岸管理者においては、

- ・堤外地を含む港湾地域に立地する企業や居住する住民等の人命・財産を守るために、管理者として自らが対応すべき事項や都道府県や市区町村防災部局との連携のあり方(防災情報の共有など)を時系列に沿ってとりまとめる際の参考としてもらう。
- ・堤外地を含む港湾地域に立地する企業や居住する住民等への指導・助言をする際のツールとして活用してもらう。

○ 港湾地域で活動する企業においては、

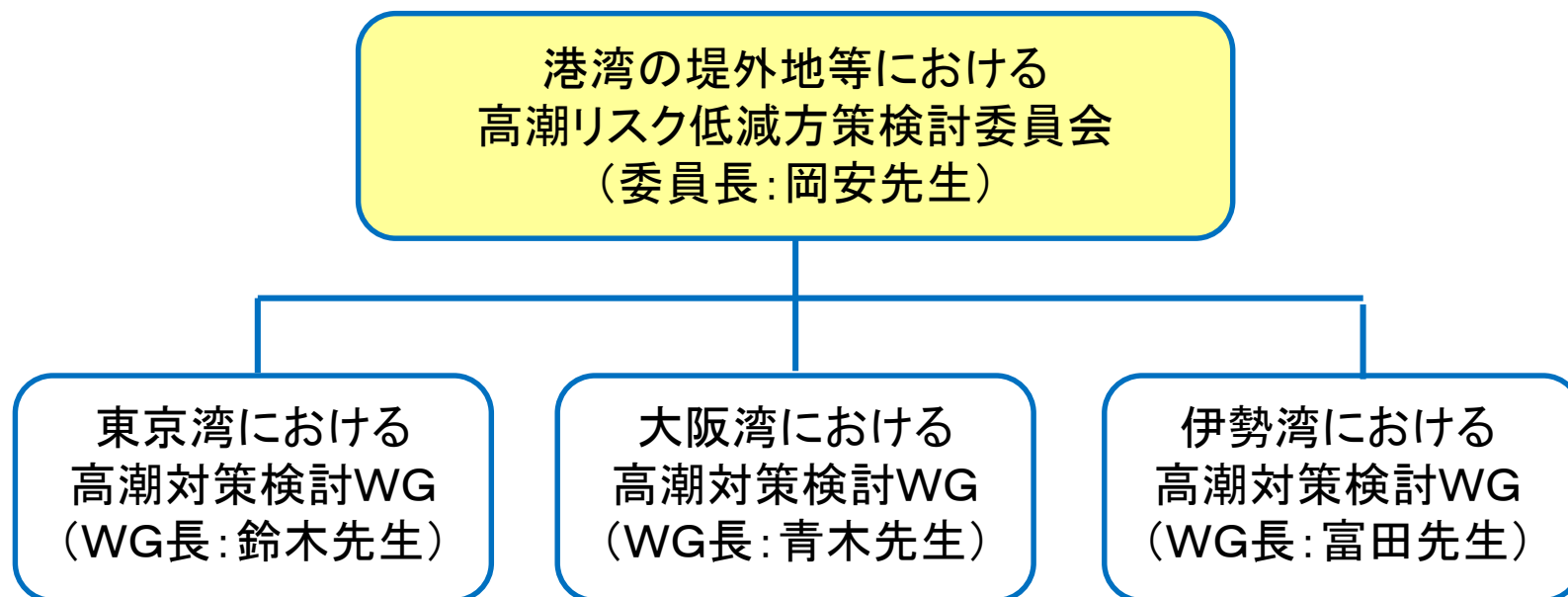
- ・自社で企業BCPや従業員等の避難計画を策定する際の参考としてもらう。
- ・管理者や市区町村防災部局との連携のあり方の参考としてもらう。

○ 港湾地域に居住する住民においては、

- ・高潮災害に対する事前の準備や避難する方法・タイミング等の参考としてもらう。

- 「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策検討委員会」を設置し、マニュアルの作成、防災情報のあり方について検討を行う。
- 検討会の下、三大湾においてWGを設置し、地域毎に詳細な検討を行う。

【検討会の体制】



(WGメンバー) 国土交通省、地方整備局、港湾管理者、民間企業等

検討委員会及びWGにおける検討内容案

平成28年度の検討内容

【第1回検討委員会】

- 検討の方向性について議論
 - ・想定されるリスクとそれに対する検討の方向性について議論を行う。

【三大湾WG】

- 検討委員会での議論を踏まえた対策方法や情報提供のあり方について議論
 - ・想定されるリスクについて、追加事項がないか検討
 - ・検討委員会で決定した方向性に沿った対策の検討
 - ・企業同士、行政と企業等で横並びで実施した方が良い対策の検討
 - ・港湾地域(堤内地及び堤外地)で活動する企業や居住する住民への防災情報の伝達のあり方の検討

【第2回検討委員会】

- 想定されるリスクに対する対策のとりまとめ及びマニュアルに記載すべき事項の洗い出し
 - ・各WGの検討結果を踏まえ、想定されるリスクに対する対策をとりまとめる。
 - ・マニュアルに記載すべき事項を検討

平成29年度の検討内容

- 検討委員会での検討内容を踏まえ、「港湾地域における高潮対策事前準備マニュアル(仮称)」を作成
- その際、港湾管理者や海岸管理者から市区町村防災部局等への防災情報の伝達や共有のあり方など、改善すべき事項等があれば、必要に応じ検討を実施